

開示決定等の期限の延長について（通知）

様

国税庁長官 大鹿 行宏



令和3年12月8日にされた行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」といいます。）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

開示請求のあった行政文書の名称	平成27年6月23日付徴徴2-52「『徴収事務提要』の制定についての一部改正について」（事務運営指針）
延長後の期間	60日（開示決定等期限 延長後の期間の末日が行政機関の休日に当たるため、民法第142条の規定により、「令和4年2月14日」が開示決定等期限になります。） なお、補正に要した日数が6日あります。
延長の理由	担当課における事務の繁忙により、法第10条第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことは事務処理上困難であるため。
担当課	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 電話 03-3581-4161 内線3499